

コンプライアンス

内部統制に関する基本的な考え方

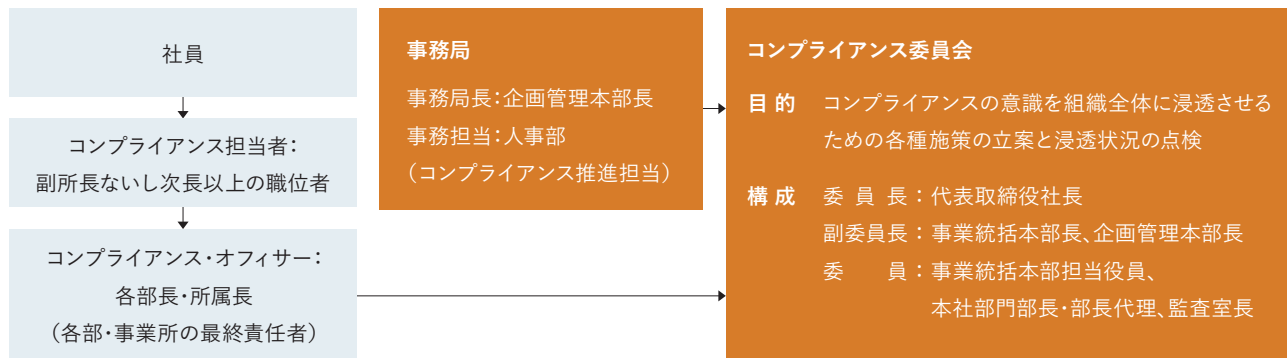
ダイセキは会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、「業務の適正を確保するための体制」（以下「内部統制システム」という。）を整備しています。

- ① 「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として持続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。
- ② 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。
- ③ 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

コンプライアンス体制

ダイセキグループは2002年5月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「倫理憲章」を制定して社内外に公開しました。代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化します。ダイセキグループの役員並びに各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築し、その運用を徹底しています。

コンプライアンス体制



コンプライアンス相談窓口と相談者の保護

ダイセキグループでは社員が相談しやすいように、ダイセキ内の人事部及び外部の弁護士に直接相談できるコンプライアンス相談窓口を設置し、社員にその意義を周知しながら運用しています。社員から相談を受けた場合は、相談窓口がその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底します。相談した社員が不利益を被ることがないように保護を規定しています。コンプライアンス相談者からの情報は対応者限りで取り扱い、外部に漏らさないことを厳守しています。

コンプライアンスの遵守状況

ダイセキグループでは、2024年度においても環境関連をはじめ各種法令を遵守しており、不利益処分(改善命令、措置命令、業務停止命令等)を受けていません。

人権保護

2025年5月にダイセキグループ人権方針を定めました。「世界人権宣言」、「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」、及び「国連グローバル・コンパクト」の10原則を含む国際的な人権基準を支持、尊重し、国際的に認められた人権を保護し、事業活動を行う国や地域の関連する法令の遵守を徹底します。



腐敗防止

2025年5月にダイセキグループ腐敗防止方針を定めました。以下の項目を定め、事業活動を行う国や地域の関連する法令の遵守を徹底します。いかなる場合においても腐敗行為に関与することを許容しません。

- | | | | |
|--------------|----------------|--------|------|
| ① 適用範囲 | ② 腐敗防止のための組織体制 | ③ 禁止行為 | ④ 教育 |
| ⑤ 適正な会計記録と管理 | ⑥ モニタリング | | |
| ⑦ 通報窓口の設置 | ⑧ 違反等の処置 | | |

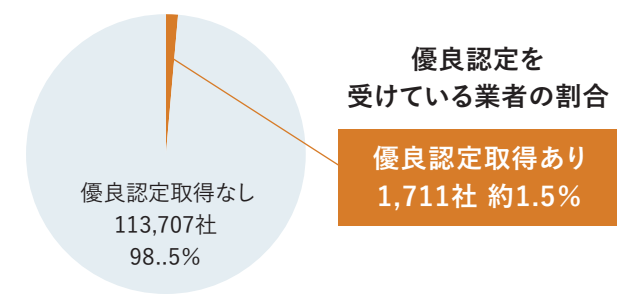


腐敗事例の発生状況

ダイセキグループでは、2024年度において腐敗を理由に社員を解雇、もしくは懲戒処分した事例は発生していません。腐敗関連の契約違反を理由に、取引先との契約が破棄または更新拒否される事例も発生していません。ダイセキグループの会社、または社員に対する腐敗関連の訴訟も発生していません。

優良産廃処理業者認定制度

ダイセキは、2011年に名古屋市から本制度の第1号事業者の認定を受け、2025年2月末時点で北海道と沖縄県を除く延べ49(45都府県+4市)の自治体から優良認定を受けています。優良認定事業者の基準には、遵法性の担保、事業情報の開示、環境配慮の取組みの実施、財務体質の健全性があります。全国の産業廃棄物処理業者(処分業及び収集運搬業者)は2024年7月末時点で115,418社ありますが、このうち優良認定を受けている業者は約1.5%(1,711社)のみです。



品質管理の仕組み

ダイセキではリサイクル製品や埋立・焼却の二次廃棄物、セメント原料等を出荷する際には法令よりも厳しい社内基準に適合していることを確認しています。



品質管理の分析を行っている様子

サプライチェーンマネジメント

ダイセキでは産業廃棄物の収集運搬や最終処分をサプライヤーに委託しています。これらのサプライヤーが廃掃法等の法令を遵守しているかを確認するため、ダイセキは毎年計画的にサプライヤーを訪問して関係法令の遵守状況を確認しています。



サプライヤーの現場訪問の様子